

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 136/9/80 No. 50/9/81

1981: 9 月號

月報



シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1980年 9 月号)

SDF による利子補給制度と

その利用状況 (JSW (PTE) LTD)永田 昌久 1

航空貨物のチャンギ新空港における

流れについて (シンガポール日本通運(株))池田 俊彦 8

シンガポールの展示会 (渋沢朝員運輸(株))内山 正明15

「特別レポート」

講演会挨拶 会頭：水戸 清.....21

●
これからの経営と労使関係 (日本在外企業協会)会長：永田敬生.....24

理事会の動き34

資料：Dr. TONY TAN 商工大臣との懇談会

における Agenda に関する意見 (事 務 局)38

部会活動43

9 月の主な経済記事46

広報欄48

資料案内50

「月報」総目次52

編集後記63

SDFによる利子補給制度と その利用状況

JSW (PTE) LTD

(株) 日本製鋼所

永田 昌久

1979年度のNWC勧告にもとづき創設されたSDF(SKILLS DEVELOPMENT FUND)は、毎年NWC勧告の時期を中心として、そのあるべき姿あるいは、存在の是非が、各方面から論ぜられながら、満2年を迎えようとしています。一部には、その効果について気の早い質問が提起されていますが、技能と言う年月の蓄積を要求される事柄の性質上、早急な効果は不可能です。

SDFの形態は、その極く一部に類似したものはあっても、まず過去に、他の国に例のない初めての試行であり、助成の対象および方法については、委員会で作業を進めながら、最善の方向を見出して行こうとしています。助成の対象は、事の性質上技能開発能力を持っている外資系の企業が、当初は有利である事が予想されましたが、徐々にローカル企業の割合が増加しつつあります。

SDFによる助成の制度は、最初から

○ 技能訓練助成制度

があり、昨年12月に2番目の制度として、

○ 利子補給制度

が設定され、更に本月報が発行される迄には、

○ コンサルタント助成制度

が設定される予定です

技能訓練助成制度については、昨年の本会議所月報8月号にて紹介しましたが、助成が開始されてから、本年7月末迄の実施状況を、ひと言で言いますと。

助成総件数	964 件
助成総人員	16,827 人
助成総金額	S\$30,409,944

となっています。

助成を受けた企業の資本の国籍別では、ローカルが、約50%を占め、残りの50%を日米欧で、略々均等に分けています。

I. 利子補給制度について、(IGM)

(INTEREST GRANT FOR MECHANISATION SCHEME)

1. 目的

本制度は、次の事柄を目的として、新しい機械あるいは、装置を新規に導入する際、外部資金を利用する場合、その支払利子の一部を補給する制度です。

- (1) 著しい省人化。
- (2) 一人当りの生産量の顕著な増加。
- (3) 技術水準の高度化。

2. 助成金額

実際に設備者が支払う、借入金の支払利子に対し、

- (1) 支払利子の50%、または、
- (2) 年率7%の利子率相当分

のいずれか、低い方を助成します。

助成が決定された場合の最大の助成(年率7%の利子相当分)のケースのスケジュールの例は、附表Iの通りです。

3. 助成のための財源

SDFの中から、3,000万シンガポール、ドルを総財源として、公平をはかるために、これを次の3つの企業群に分けるものとしている。

- (1) 固定資産500万ドル以下に対し1,000万ドル
- (2) 固定資産500万ドル以上、1,000万ドル以下に対し、1,000万ドル
- (3) 固定資産1,000万ドル以上に対し、1,000万ドル

4. 条 件

新設される機械あるいは装置は、次の条件を満足していなくてはなりません。

- (1) 購入発注日は、1980年12月12日以前であってはならない。
- (2) 新品である事。
- (3) 借入金の申請は、発注後6ヶ月以内になされねばならない。
- (4) 借入先はMASによって認可された金融機関であり、ローンまたは、ハイヤー・パーチェイスの形式である事。サプライヤーズ・クレジットは対象とならない。
- (5) 借入金はシンガポール、ドル建とする。
- (6) 借入金額は最低50,000ドル、最高5,000,000ドルで、期間は7年間を越えてはならない。

5. 利子補給スケジュール

(附表Ⅰを参照願います)

利子補給の申請が許可されると、最高補給額と仮定した場合の、利子補給スケジュールが申請者に送付される。このスケジュールは、次の条件で計算されています。

- (1) 年率7%の利子率で6ヶ月毎の元金均等返済で、金利は借入残高に対してかかる方式とする。
- (2) 元金の10万ドルは、実際に金融機関が貸付ける金額である。
- (3) 返済機関は、申請者と金融機関の契約条件によるが、最長は7年とする。
- (4) スケジュールは、ローンの最初の支払が行なわれた日より起算する。

6. 補給利子の支払

(付表Ⅱを参照願います)

補給される利子の支払いを受ける手続きは、

- (1) 支払請求は、6ヶ月毎に所定の用紙を用いて行なう事。
- (2) 支払請求書には、返済利子の金融機関の正式受取書を添付する事。
- (3) ハイヤー・パーチェイスの場合、“RULE OF 78”又は、DIGIT

方式が適用される。

II. 利子補給制度の現状

本年1月に本制度の申請が開始されてから、月を追って申請の数は増加し、7月末迄の総申請数は、約200件に達しています。この中、84件が許可され、約100件が却下されています。金額では、総額約650万ドルになっています。

この中、純シンガポール企業の占める割合は、約47%、日系以外の外国系企業（欧、米、アジア、オーストラリア）が36%、日系が17%（ジョイント・ベンチャーを含む）となっています。

この傾向は、本年5月頃迄の、それぞれ、58%、8%、34%に比較すると、最近の日系以外の外国系企業の積極的姿勢が注目されます。

次に個別平均補給金額を見ると、それぞれ、71,000ドル、101,000ドル、76,000ドルとなっており、欧米系大企業が比較上高額の投資をしていると言えます。

企業群別に見ると（I、3、項参照）7月初めの時点では、(1)企業群44、5%、(2)企業群13%、(3)企業群44、5%となっています。特に500万ドルから1,000万ドルの企業規模のグループが、際立って少ない事については、更に調査を要します。

最後に、これ迄委員会で審議された申請の中で、許可になった例と却下された例を、参考として紹介しますと、

許可になったケースとしては、この制度の目的である、この国の限られた労働資源の有効利用を可能にする自動機械化の例が多い。

- (1)レンガ工場に於ける、押出成形後のハンドリングの自動化による、4、5倍の省人化と品質の向上。
- (2)プリント基盤製造工場に於ける、検査機能を持った自動インサクション機による、3倍の省人化と品質の安定化。
- (3)機械工場に於ける、デジタル万能測定機による、QCの省人化による1人当りの生産量の5倍増。
- (4)プラスチック成形工場に於ける、ロボットによる成形品自動取出しに

よる、5倍の省人化。

- (5)プラスチック塗装工場に於ける、ロボット導入による、3倍の生産量。
他方、却下されたケースの中では、その大部分を占めるのが、単なる事業の拡大による機械の増設がある。例えば、ある印刷工場に於ける、手持の2色印刷ラインに対する、4色印刷機の増設についての申請があります。また製缶工場に於いて、手持の3ピース缶ラインを廃却して2ピース缶ラインを新設する製品転換も対象にはなり得ませんでした。

この制度は、シンガポールに既に存在している企業を助成するものであって、これから新規に事業を開始する企業に対しては、他の制度、例えば、創始企業優遇制度等によってサポートされるものと理解され、助成の対象となりません。

次にブームとなっているコンピューターについては、技術レベルは日進月歩のものであり、それを単に、在庫管理、給与管理、倉庫管理等に使用される場合は、対象となりませんが、特殊な用途、例えば、自動設計システム等に用いられる場合は、今のところ、対象となっています。

おわりに当り、技能と言う物の性質上、数値的尺度を用いにくく、本説明にも、やや隔靴搔痒的な所がありました事、御理解お願い致します。

付表Ⅰ 利子補給スケジュール（例）

借入元金：\$100,000.00

条 件：7 %（年率）5 年間、毎 6 ヶ月返済

返済回数	返済日	返済元金残 （\$）	SDF 最高補給金額 （\$）	元金返済額 （\$）
1	1.7.81	100,000.00	3,500.00	10,000.00
2	1.1.82	90,000.00	3,150.00	10,000.00
3	1.7.82	80,000.00	2,800.00	10,000.00
4	1.1.83	70,000.00	2,450.00	10,000.00
5	1.7.83	60,000.00	2,100.00	10,000.00
6	1.1.84	50,000.00	1,750.00	10,000.00
7	1.7.84	40,000.00	1,400.00	10,000.00
8	1.1.85	30,000.00	1,050.00	10,000.00
9	1.7.85	20,000.00	700.00	10,000.00
10	1.1.86	10,000.00	350.00	10,000.00
計			19,250.00	100,000.00

付表Ⅱ 利子補給支払計画（例）

借入元金：\$100,000.00

条 件： 7 %（年率）5 年間、毎 6 ヶ月返済

借入金利：プライム・レート＋ 2 %

返済回数	返済日	返済元金残 (S\$)	SDF 最高補給 金額 (S\$)	元金返済額 (S\$)	実支払利息	実支払利息 (S\$)	実支払利息 × 5 0 % (S\$)	SDF 実補給 金額 (S\$)
1	1.7.81	100,000.00	3,500.00	10,000.00	16 %	8,000.00	4,000.00	3,500.00
2	1.1.82	90,000.00	3,150.00	10,000.00	16 %	7,200.00	3,600.00	3,150.00
3	1.7.82	80,000.00	2,800.00	10,000.00	14 %	5,600.00	2,800.00	2,800.00
4	1.1.83	70,000.00	2,450.00	10,000.00	14 %	4,900.00	2,450.00	2,450.00
5	1.7.83	60,000.00	2,100.00	10,000.00	12 %	3,600.00	1,800.00	1,800.00
6	1.1.84	50,000.00	1,750.00	10,000.00	12 %	3,000.00	1,500.00	1,500.00
7	1.7.84	40,000.00	1,400.00	10,000.00	14 %	2,800.00	1,400.00	1,400.00
8	1.1.85	30,000.00	1,050.00	10,000.00	14 %	2,100.00	1,050.00	1,050.00
9	1.7.85	20,000.00	700.00	10,000.00	16 %	1,600.00	800.00	700.00
10	1.1.86	10,000.00	350.00	10,000.00	16 %	800.00	400.00	350.00
計			19,250.00	100,000.00		39,600.00	19,800.00	18,700.00

航空貨物のチャンギ新空港における 流れについて

シンガポール日本通運（株）

池田 俊彦

昭和56年7月1日より、チャンギ新空港が開港し、旅客、貨物共に、旧
パヤレバー空港からチャンギ新空港にて、発着することになりました。

パヤレバー空港とチャンギ新空港とでは航空貨物の流れは、ほとんど変
化はありませんが、最も大きな相違点は、チャンギ新空港の航空貨物施設全
体が、FREE TRADE ZONE(FTZ) となったことです。

さて、“航空貨物の流れ”を説明するにあたり、まず、“航空貨物のしく
み”について簡単に触れておく必要があります。

1. 航空貨物のしくみ

(1)小口貨物と混才貨物

日本（他の国からでもよいのですが、ここでは分りやすく、日本からと云
うことにしておきます。）から、航空貨物で品物を送ろうとする時、大きく
分けて、小口貨物扱いと、混才貨物扱いの2種類があります。それぞれ利点
があるのですが、ここでは、その説明は省略します。

とにかく、日本から送られた貨物が、チャンギ空港に到着してからの流れ
は、小口貨物と混才貨物では、多少、流れが異なります。

この2種類の送り方について簡単に説明しますと。

(A)小口貨物（DIRECT、又は、SINGLE AIRWAY BILL）

一口に云えば、お客様が、直接、航空会社に預ける貨物ですが、航空会社
に預ける為には、多少複雑な手続きが必要で、ここに、我々のようなAGENT
と呼ばれる業者が、お客様の代行として航空会社の仲立ちをするわけです。

こうして、日本から、シンガポールに到着した貨物は、原則的には航空会
社が直接、お客様に連絡し、お客様の指示するAGENTに貨物が引渡される
こととなります。

従って、指示された AGENT は、お客様の代理であると云う“委任状”(LETTER OF APPOINTMENT)を航空会社に提示して、貨物を引取り、通関をして、お客様に配達するわけです。

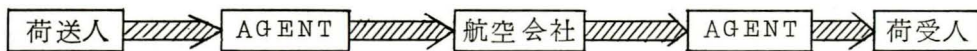
(B) 混才貨物 (CONSOLIDATION 又は、HOUSE AIRWAY BILL)

混才業者 (AGENT それ自身が混才業者の場合もある。) が、それぞれのお客様の貨物を集めて、それぞれのお客様には、混才業者が HOUSE AIRWAY BILL を発行して、一つの大きな小口貨物として航空会社に引渡すもので、ここで航空会社の発行する AIRWAY BILL は、MASTER AIRWAY BILL と呼ばれ、荷送人は、混才業者、荷受人は、シンガポールの混才業者となります。

従って、一口に云えば、混才業者が、お客様にとっては、航空会社の役割りをするわけで、シンガポールに貨物到着後、混才業者が、航空会社から貨物を引取り、それぞれのお客様に連絡し、同様の手続き、つまり、委任状を混才業者に AGENT が提示することによって、AGENT に貨物が引渡されます。

以上の説明を図解すると、次の様になります。

(1) 小口貨物



(2) 混才貨物



ここでは、分り易く、AGENT と混才業者を区別しましたが、AGENT であり、混才業者である業者もあります。

2 チャンギ新空港到着後の貨物の流れ

(1) SATS と CIAS

飛行機が、チャンギ空港に到着すると、まず、貨物の取卸しが必要です。

この取卸しを行うのが、SATS (SINGAPORE AIRPORT TERMINAL SERVICE) と、CIAS (CHANGI INTERNATIONAL AIRPORT SERVICE) で、航空会社によって、SATS, CIAS, どちらで取卸すが、決まってい

ます。

例えば、JAL、フライング・タイガー、TMA、ルフトハンザ、KLM、中華航空等は CIAS で、その他、SIA、キャセイ、マレーシア、タイ、パキスタン航空等は、SATS で取扱います。

さて、SATS、CIAS、によって取卸された貨物は、それぞれの倉庫へ搬入され、AIRWAY BILL 番号ごとに仕訳けされて置かれます。

もちろん、要冷蔵の貨物は、冷蔵室へ、貴金属類は金庫へ搬入されるわけです。

チャンギ新空港の SATS では、大がかりな機械化と、コンピューター化を連絡させて流れをスムーズにしています。つまり、仕訳け作業の後、貨物の保管場所をコンピューターにインプットして、このコンピューターが保管機械（ちょうど、自動立体自動車駐車場のようなもの）と連絡して、AIRWAY BILL 番号を ボンと押せば、自動的に貨物が出てくる仕掛けで、貨物の引渡しを、スムーズにしているわけです。

CIAS も、コンピューター化を計画しており、近い将来、コンピューター化されます。

こうして、貨物は、仕訳けられた状態で、ばじめて引取りができるわけですが、その前に、通関を済ませなければなりません。ここが日本と違うところです。

日本の場合、まず貨物を引取り、保税上屋なるところで、通関をするわけですが、シンガポールの場合、書類によって、貨物引取り以前に通関して、はじめて貨物が、引取れることとなります。

(2) 書類の引渡し。

ご承知のように、航空貨物は、スピードが速く、船で送る時のように、到着に必要な書類を別に送附することはありません。普通、AIRWAY BILL に、シンガポールの通関で必要な書類を添付してあります。従って、この AIRWAY BILL と通関に必要な書類（通常は INVOICE）を、まず航空会社から引取ります。（SATS は、航空会社の代行で、この書類を引渡します。）

先に、貨物引取りの際、“委任状”（LETTER OF APPOINTMENT）が

必要なことを述べましたが、通常、この“委任状”は、事前にAGENTを通じて、航空会社と混才業者に提出してあります。

航空会社と混才業者は、これに基づいて、AGENTに連絡して、AGENTは、書類を引取り、通関の手配をするわけです。“委任状”が提出されていないお客様には、航空会社（又はSATS）あるいは、混才業者から直接、お客様に連絡が行きます。

(3)通関

シンガポールは、自由港の為、課税対象品目が、極めて少なく、通関も、日本のように面倒ではありません。そのかわり、数少ない課税品目の輸入通関は、極めて厳しく、チェックされますが……………。

いずれにしても、全て書類通関を行い、輸入許可書をSATS、又は、CIASに提示して、貨物を引取ります。

配達の際、チャンギ空港貨物施設（FTZ）の出口の、カスタムズ、チェックポイントで、貨物が検査されます。この時、課税対象品目については、厳しく検査され、もし大巾に違っていると、多額のペナルティと税関呼び出しがありますので、要注意です。

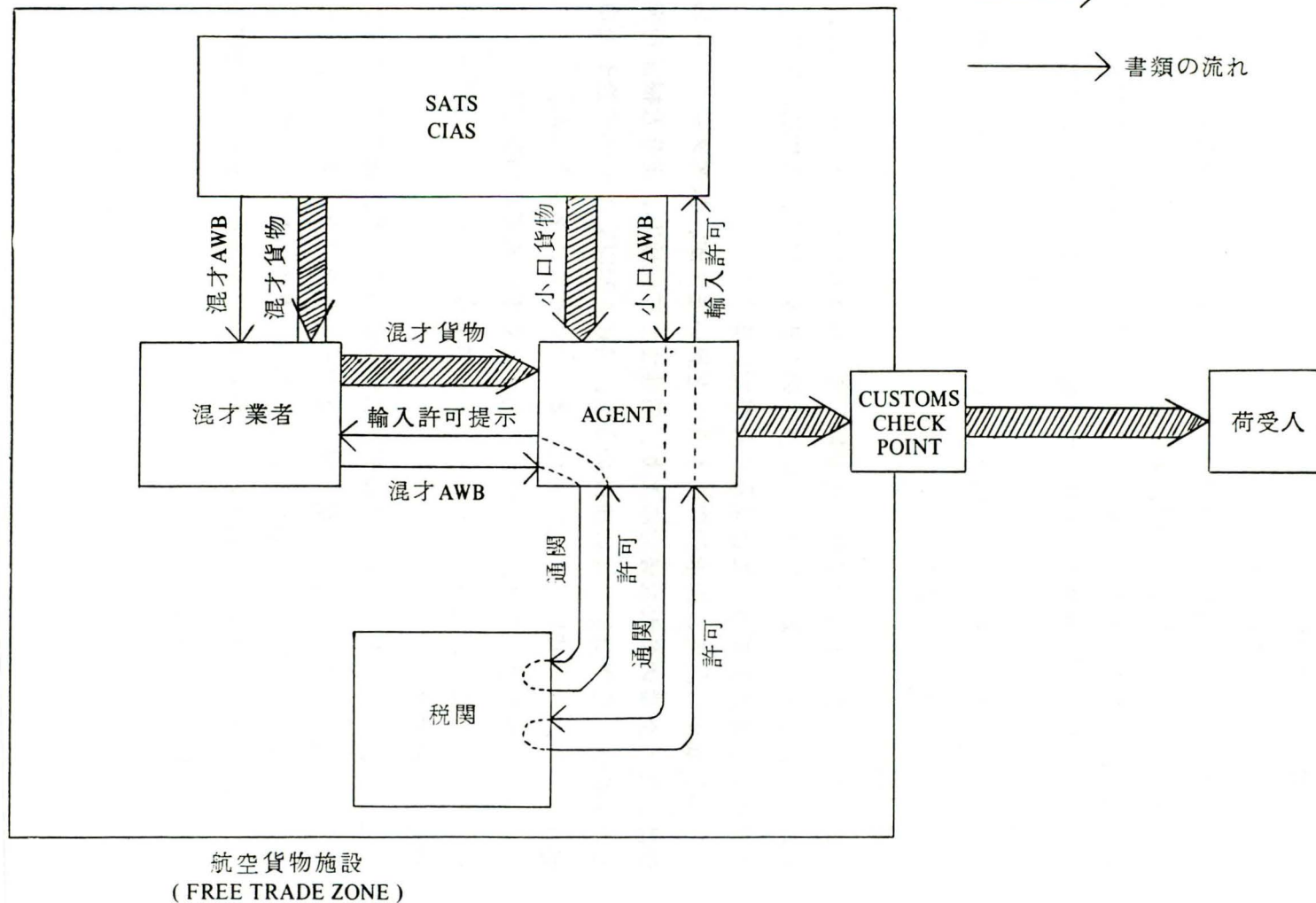
ほとんどの貨物は無税ですが、有税品の代表的なものに、家具、新品衣類、24インチ以上のテレビ等があり、輸入禁止品目としてエアコン、日本からの牛肉があります。もちろん武器、麻薬、ピストルは、輸入厳禁です。また、VTRテープ、フィルムは、センサーボード（映倫）の厳しいチェックがあり、3か4週間かかるケースもあり、注意が必要です。

(4)貨物の引取りと配達

こうして通関を終えて、AGENTは、SATS、CIAS、又は、混才業者に許可済みの輸入申告書を提示し、航空運賃が着払いの場合は、支払いを行い、TERMINAL FEE（空港施設使用料）を支払って、貨物を引取り、先に述べました、CUSTOMS CHECK POINTを通過して、お客様に配達するわけです。

以上、文章で書くと、ずいぶん、長い時間がかかると思われるでしょうが、通常、ほとんどのAGENTは、シンガポールに飛行機が到着後、半月から一日の間に、全てのプロセスを消化して、お客様に配達していると、考えてよいでしょう。

図解すると、次のようになります。



3. シンガポールからの輸出貨物について

日本に比べて、手続きは、驚くほど簡単です。

一口に云うなら、通関は、貨物発送後に、書類通関で良いと云うことです。

もう少し、詳しく云うならば、貨物を、AIRWAY BILL と一緒に、飛行機の出発、少なくとも4時間前以前に、SATS又は、CIASに引渡し、貨物搭載後、3日以内に書類通関を終えて、輸出許可書を、SATS, CIASに提出します。

提出された輸出許可書は、SATS, CIASによって、MANIFEST(積荷明細書)と共に税関に提出されます。

おわりに

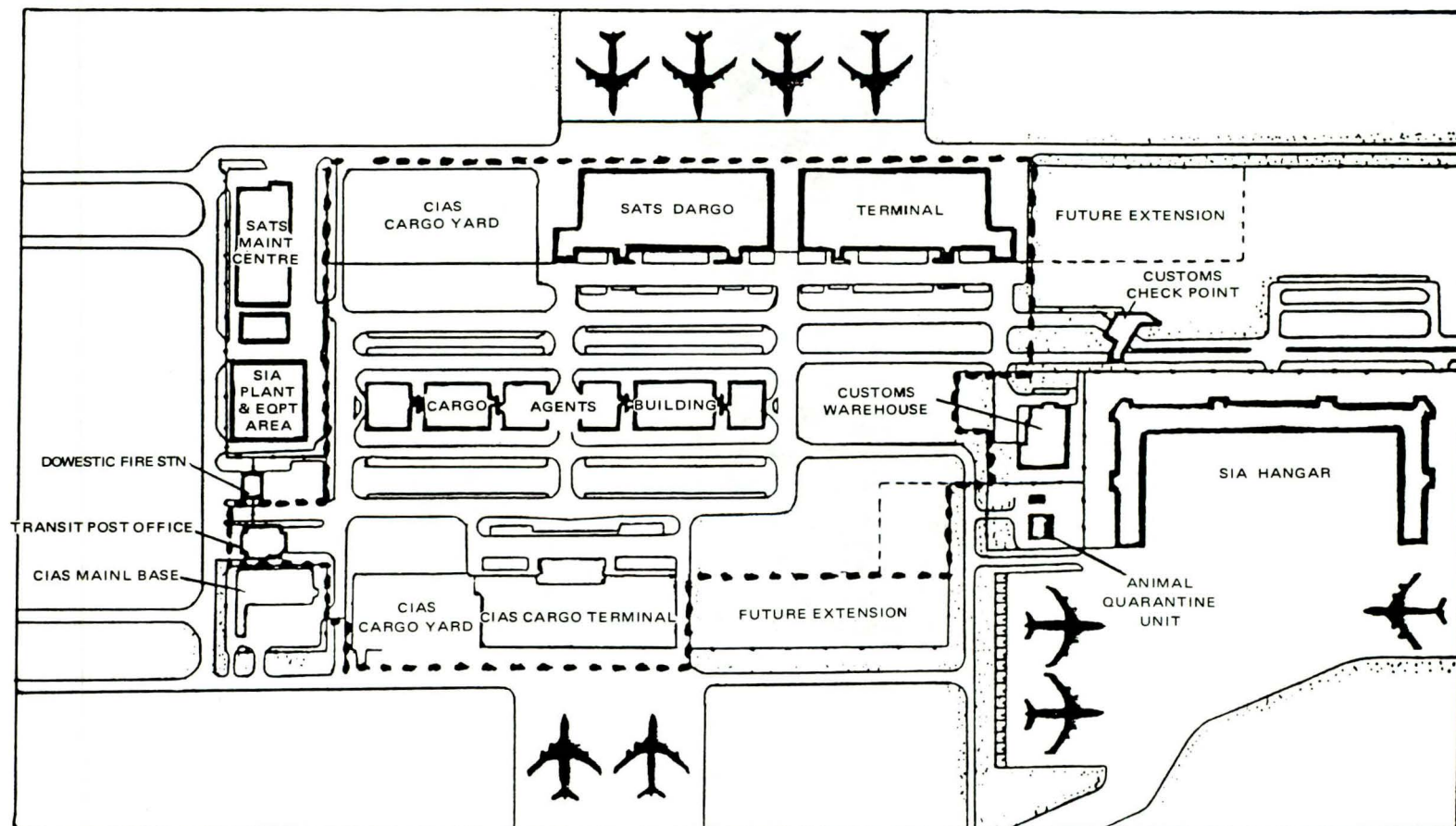
昭和56年7月1日の午前0時を期して開港されたチャンギ新空港は、すでに、まる2ヶ月を経過し、当初の多少の混乱を除けば、比較的、順調なテイクオフ(離陸)であったと見ることができます。

しかしながら、既に御承知の方も多いと思いますが、旅客ターミナルの建設は、日本企業の多大な努力により、開港までに完成し、十分な機能を発揮したものの、航空貨物施設の建設のうち、特にAGENT ビルの建設が大巾に遅れており、開港時には、完成まで、2ヶ月の遅れがありました。

我々、航空貨物業者は、開港時、入居が全く不可能で、旧空港(パヤレバー)と新空港での、二重オペレーションを余儀なく、2ヶ月の長期にわたり行ったわけです。

この間、各AGENTは、お客様に御迷惑のかからぬよう、貨物遅延のなきよう、様々な対策をほどこし、最大限の努力を行ったことは事実です。しかしながら、一部には、御迷惑をおかけした部分もあるかと思えます。

この機会を借りまして、お客様各位の御理解、及び航空会社の協力に深く感謝したいと思います。

CHANGI AIRPORT CARGO COMPLEX

シンガポールの展示会

渋澤・朝員運輸（株）

内田 正明

シンガポールに於ける展示会は、現在その殆どがワールド、トレード、センターで開催されている。

同センターは1978年、PSAの一部内として設立されたが、現在の利用率は略々70%以上に達している。

茲で行なわれる展示会の回数は、この処年間35～40回程度であり、入場者は年間ざっと2百万人を数えるが、この中には相当数の観光客動員も含まれている。

展示会の内容は軽工業品を中心に多彩である。今迄行なわれた展示会のテーマ或は展示品としては：

電気電子工業製品（コンピューター、



等）、機械器具類（工作機械、木工機器、建築機器物流、交通機器、水処理、安全器具、消火器、印刷機、事務機、梱包機器、発電機、等）、光学機器（写真機、等）、家具、手工芸品、玩具、皮製品、書籍、宝飾類、ファッション/レジャー関係等があり、又安全や衛生、職業等をテーマとしたものもある。

これら展示会はショーを伴って知識・情報の伝播をより効果的に行ない、又文化交流を計ることも行なわれている。例えば、梱包等専門特殊技術の実品、パプアニューギニアの民族舞蹈、又ソニーやナショナル等企业による製

品のデモンストレーション、モーターショー等がそれである。

上述の如く
展示会は多種
多様に亘るの
で、同センタ
ーとしては展
示会スケジュ
ールに多少の
調整を行うこ
ともある。

展示者の意
図する処は通
常次の様なこ
とである：

- ・ 市場への製品／商品売込／浸透企図
- ・ 市場テスト／市場の反応確認
- ・ 企業イメージの確立
- ・ 代理店探し
- ・ 情報蒐集（他社の動向、等）
- ・ 情報提供（自社商品に関する、より詳しい情報を市場に直接提示）

シンガポールの展示会は欧米に比べ未だ成熟し切っていないが、上述意図を有する展示者にとって魅力のあるものである。それと云うのもシンガポールはASEANのみならずアジア全体の物流の要衝をなしており、多くの貨物が当地を経由して世界各地に流れているからである。

展示会は、新しいマーケティングのメディアであるが、シンガポールは物流の中心地であると同時にその元となるマーケティングの基地としての役割をはたしている。そしてこの基地は東南アジアのみならず、インド亜大陸から中近東までをもカバーしている。又展示会を行う条件として、シンガポールはインフラストラクチャー、は固より通信、宿泊、会議場等の施設も近



隣他所に比較して整備していることがあげられる。

上述条件から、近隣諸国で行なわれる展示会が勢い小型又専門的であるのに対し、シンガポールのそれは単に当地産品のショーウインドーたるに止らずより広範囲で国際的且大型の展示会となる傾向がある。従来の“シンガポール、フェア”が1981年より“シンガポール、インターナショナル、フェア”と改称される等もこの傾向の現われと云える。

欧州を眺めてみると、同地の展示会は良く発達しており毎年決ったフェアが開催され、新らしい情報が組織的に提供される仕組になっている。欧州には既に高い購売力が備わっているからであるが、東南アジアではその規模は未だ小さく制限されている。

欧州とシンガポールでは斯うした違いの外に、オーガナイザーの違いと云うこともある。即ち、欧州では殆ど市が見本市をオーガナイズするのに対し（フランクフルト、デュッセルドルフ、ミラノ、等）、シンガポールでは企業体がオーガナイザーである為、展示会の採算性と云うことも重要な要件となってくる。因にシンガポールに於けるオーガナイザーを一部列記すると下記の通り：

大手オーガナイザー：

- ・ INDUSTRIAL AND TRADE FAIRS INTERNATIONAL LTD.
- ・ INTERFAMA PTE. LTD.
- ・ ISCM LTD.
- ・ ITEM PTE. LTD.
- ・ SINGAPORE EXHIBITION SERVICES PTE. LTD.

中小オーガナイザー：

- ・ EUROPORT TENTOONSTELLIGEN BV
- ・ INTERNATIONAL BUSINESS CENTER
- ・ MECOMM PTE. LTD.
- ・ TRADE FAIRS & EXHIBITIONS PTE. LTD.

欧州で成功したフェアがシンガポールでも開催されるケースは間々あり、シンガポールはこれらの紹介者たる役目もはたしている。

斯称にシンガポールに於ける展示会が年を追って最んになり規模も大型化してきた背景には、東南アジアでの急速な工業化の成功があり、将来的には単に回数を増やすばかりでなく、斯うした規模の拡大と質の向上を計ってゆくこととなろう。又、展示会の性格が将来、(1) GENERAL SHOWと(2) SPECIALIZED SHOWにはっきり二分化することが予想される。

当記事は、
ワールドトレード、センター、MR. NG CHEE KEONG (DIRECTOR) より聴取したものの要約です。



尚、参考迄
に同センター
の展示施設の

概要と、その料金を掲げておきますが、更に詳しい情報御入要の向きは下記に御照会願います。

Direct all enquiries to : World Trade Centre Singapore
Suite 111, 1st Floor
World Trade Centre
1 Maritime Square
Singapore 0409
Tel: 2712211
Cable Address : "TANJONG" SINGAPORE
Telex : RS 34975

Contact : Director —Mr. Ng Chee Keong
Assistant Manager (Trade Services) —Miss Ng Hong Kong

(内山記)

TARIFF RATES FOR 1982

Venue \ Exhibition Days	Rate Per Square Metre Per Day			
	1 – 3	4 – 7	8 – 14	Excess Period
Hall 1 (Mezzanine) Floor)) Hall 2)	\$ 3.30	\$ 3.00	\$ 2.70	\$ 0.60
Hall 3	4.30	4.00	3.70	0.80
Hall 4	1.20	1.20	1.20	0.20
Open Exhibition Area	1.00	1.00	0.70	0.20

TARIFF RATES FOR 1983

Exhibition Halls	Per Exhibition Day (0800 hrs to 2200 hrs)	Per Non-Exhibition Day (0800 hrs to 2200 hrs)
Hall 1 (Mezzanine Floor)	\$ 5,000	\$ 2,500
Hall 2	\$12,000	\$ 6,000
Hall 3	\$24,000	\$10,000
2/3 Hall 3	\$18,000	\$ 7,500
Open Area	\$1.00 psm	\$0.20 psm

WTC EXHIBITION COMPLEX 施設概要

FACILITIES	MEZZANINE HALL	HALL 1	HALL 2	HALL 3	HALL 4	OPEN AREA
Floor Area	2435.93 sq m	2049.28 sq m	5844.25 sq m	8577.83 sq m	2090.25 sq m	9290 sq m
Floor Strength	5.75 KN/sq m	5.75 KN/sq m	5.75 KN/sq m	33.5 KN/sq m	33.5 KN/sq m	33.5 KN/sq m
Kind of floor	Concrete with quarry tiles	Concrete with quarry tiles	Concrete	Concrete	Concrete	Bitumen with concrete
Ceiling height	2.74 m	2.74 m	2.74 m	2/3 length of hall 6 m 1/3 length of hall 8.2 m	4.57 m	—
Kind of ceiling	Mineral fibre suspend ceiling	Mineral fibre suspend ceiling	Mineral fibre suspend ceiling	Mineral fibre acoustic tiles	Zinc	—
Wall Finish	Plastering	Plastering	Plastering	Plastering	Zinc	—
Entrance	2 Staircase each 3.78m W	Staircase: 8.54m W	Staircase: 2.74m W Car park ramp entrance: 4.175m Wx2.7m H	8 doors each 9.15m Wx4.77m H 2 doors each 6.86m Wx4.77m H 8 doors each 1.5m Wx2.1m H with canopy	10 doors each 7.62m Wx3.8m H	Main entrance Main gate: 7.7m W Side gate: 3.5m W Side entrance Gate: 5m W
Ventilation Current supply	Central airconditioning 34 nos 13 amp 230V (50 Hz) single phase AC supply within most of the columns	Central airconditioning 34 nos 13 amp 230V (50 Hz) single phase AC supply within most of the columns	Central airconditioning 89 nos 13 amp 230V (50 Hz) single phase AC supply within most of the columns 300 amp TPN busbar trunk- ing across the centre of the hall.	28 nos water cooled package unit 16 nos 13 amp 230V (50 Hz) single phase AC supply. 16 nos distribution boxes along bo both sides of the hall. 2 nos 600 amp TPN busbar trunk- ing across both sides of the hall.	Open 200 amp TPN busbar trunking across the centre of the hall.	— 200 amp TPN feeder pillar. 2 nos weather proff distribution boxes situated near lighting tower.
Electrical loading	28 KVA	40 KVA	370 KVA	1400 KVA	144 KVA	280KVA
Lighting level	330 lux	330 lux	330 lux	86 lux	150 lux	20lux
Emergency lighting	1 generator on standby	1 generator on standby	1 generator on standby	Emergency lighting provided	—	—
Water supply	—	9 water taps at both sides of the hall with 7 nos floor traps. traps.	18 nos water taps with same nos of floor traps.	16 nos water taps at the sides of the hall with 12 nos floor traps and a scupper drain.	—	—
Telephone	9 nos direct outlet points available for TAS installation	17 nos direct outlet points available for TAS installation	60 nos direct outlet points available for TAS installation	TAS trunking available	TAS trunking available	TAS trunking available
P S System	Piped-in music with 1 no. paging control point	Piped-in music with 1 no. paging control point	Piped-in music with 1 no. paging control point.	Piped-in music with 3 nos paging control point	1 no. paging control point with 7 nos loud speaker	4 nos loud speaker situated at lighting tower.
Central antenna	1 no. antenna outlet available	1 no. antenna outlet available	20 nos antenna outlets ate available within the columns	—	—	—
Car park	As at Hall 1	1050 covered parking lots 500 open parking lots in addition 300 open parking lots if open area not in use.	As at Hall 1	As at Hall 1 A	As at Hall 1	As at Hall 1
Toilet	Male & Female 1 each	Male & Female 1 each	Male & Female 1 each	—	Male & Female 1 each	—

特別レポート：永田会長、鳥羽教授を迎えての講演会

シンガポール日本商工会議所

シンガポール日本商工会議所では、去る9月11日（金）永田・日本在外企業協会会長（日立造船取締役社長）並びに鳥羽早稲田大学教授を迎えて、日本在外企業協会シンガポール相談所との共催で講演会を開催して、同講演会は150名余の会員各位の参加を得、盛会の中に終了したが、その講演内容が非常に好評であったことに鑑み、ここにその講演要旨を掲載いたします。

なお、鳥羽教授の講演内容は、次号に掲載予定ですのでご期待下さい。

開 会 挨 拶

シンガポール日本商工会議所
会頭 水戸 清

本日在外企業協会永田会長ならびに早稲田大学鳥羽教授をお迎えいたしましてシンガポール日本商工会議所、日本在外企業協会シンガポール相談所共催の講演会を開催することに当りまして、一言ご挨拶申し上げます。

永田JOEA会長におかれましては、通産省派遣の海外投資活動調査団の団長として9月1日より10日間マレーシア各地を訪問され、マハティア首相始め各界の要人との会談、ならびに投資活動調査の重責を果された後、ご多忙の日程にもかかわらず、私共の為、わざわざ当国にお立ち寄りくださり、ご講演くださることを厚くお礼を申し上げます。

鳥羽教授は約10年前に著わされました「二つ顔の日本人」という本で、東南アジアで働く我々に今なお多くの教訓を示されておりす。



本日は永田会長、鳥羽教授のご高説を拝聴したいという希望者が非常に多くこのような盛会になりました。主催者側として深くお礼を申し上げます。

当地の日本商工会議所は1969年に69社を持って発足いたしました。12年を経過した今日では日本の有力企業380社が加入しており、海外に於ける日本商工会議所としては世界最大級の規模を誇るまでに成長いたしました。

さて、当地シンガポールは東南アジア諸国の中でも工業化の進展が著しく今や一人当たり国民総生産は4000 USドルを超え、1970年当時の日本の水準に匹敵するに至っております。さらに1980年代には一層の発展を期し1990年には一人当たり国民総生産を8000 USドルに引きあげ、この10年間でほぼ倍増する計画を推進いたしております。

こうした中で、昨年来、当地では「日本の経済発展の経験を学ぼう」と云う気運が高まっております。

先月の建国記念日のラリーでも、リー首相は「シンガポール発展の鍵はより高い生産性向上を労使一体となって実現することにある」と強調され、さらにその過程で「日本的経営のあり方を一つのモデルとして取り組んで見ようではないか」と力説されております。そして当地の日本商工会議所から提案していた人間尊重理念にもとづく経営哲学にリー首相が強く心を打たれたと述べられております。

今年に入ってすでに2回にわたりリー首相と懇談する機会を持ちました私共日系企業関係者といましては、このような当国政府の要望に応えること、又当地に進出している諸外国企業及び特に地元企業との協調を積極的に推進して行くことなどの必要性が増大して参りました。

この様な時、永田JOEA会長は当地の中華総商会会長を本日昼食に招待され、親しく懇談されたことは誠に有意義なことであると存じあげます。

現在当国政府が非常に重要視していることは生産性向上の為の日本の経営と労使関係であり、そしてそれを如何にして当国のものにするかということでございます。

幸い本日はこうした分野でご造詣の深い永田会長と鳥羽教授をお迎えでき、ご高説を承ることが出来ますことは私共にとって大きな喜びでありまして深く感謝を申しあげる次第でございます。

なお日本在外企業では海外の子女教育及び海外在留邦人の医療問題について積極的に取り組まれておりますが我々海外におるものといましては誠に心強く感じる次第でございます。

現在海外の在留邦人は約19万人と言われておりますが、その約1割が当地にいることとなります。また当地では日本人学校の生徒が1600人おりまして、毎年200名位が増える見通しなので、校舎の増設が目下の急務となっております。中島大使を始め、日本人会会長、日本人会の方達が一生懸命増設の為の土地を買ったりシンガポール政府に交渉されております。

土地問題が解決された暁には資金援助を日系企業にお願いしなければなりません。JOEAにおかれましては、どうか格別のご高配を賜われますようこの席を借てお願い申し上げます。

甚だ勝手な事をお願いいたしました、どうか永田会長、鳥羽教授におかれましては益々ご健勝にて、一層のご活躍を頂きますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。

有難うございました。

—これからの経営と労使関係—

日本在外企業協会
会長 永田 敬生
(日立造船株式会社)

只今ご紹介を頂きました日本在外企業協会の会長を致しております日立造船の永田でございます。

今から四年前にScience Centreの竣工式にご招待を受けましてシンガポールに参りました。その時にもJOEA主催の講演会を開いて頂きまして、日立造船の経営理念である「百万人の経営」についてお話しを申し上げました。本日は「これからの企業経営と労使関係」についてお話し申し上げたいと思います。



世界の注目を集める日本の高生産性

先程、シンガポール日本商工会議所の水戸会頭からお話しがありました様に 日本の高生産性の秘密はどこにあるのか？

今世界の関心を集めておるのは皆様ご承知の通りです。ここシンガポールにおきましてもリー・クアン・ユー首相が先頭に立ってこの問題の解明に当たっておられるそうです。先般も6月の初めにシンガポールから政労使による調

査団が来日されまして、日本の生産性について調べておられました。

発展途上国ばかりでなく EC 諸国、米国からもこの種の調査団が相次いで来日しております。生産性本部の統計によりますと、昭和 55 年に日本を訪れた調査団は 97 チームもありまして、その参加人数は合計 583 名、その中米国は 43 チーム、217 名を数え約半数を占めております。ところで、日本の高生産性の秘密はどこにあるのかという質問が出ますと、すぐに労使関係の良さにあるというような話しが行なわれます。確かにそれは大きな要素となっておりますが、私自身は、労使関係も経営の中の一部であって、むしろもっと広い意味での日本的経営が高く評価されなければならないと考えております。昭和 45 年から 46 年にかけての日本の高度成長の要因はなにか、こういった捉え方をして、秘密を探らなければならないのに、当時それについて、あまり興味を示さないで、今ごろになって、日本の生産性にびっくりしておるのはちょっとおかしい現象ではないかと思います。

日本経営史上の 3 大変革

日本の近代工業史をおける経営史を見ますと、今までに 3 つの大きな変革が起ったと私は考えます。第 1 は明治維新の近代経営の始まりの時であります。1867 年に徳川幕府が倒れて、大政を天皇に移しました。この時経営の手法というものが取り上げられ、日本の近代工業が始まりました。

第 2 は太平洋戦争終結の時であります。1945 年に G. H. Q から五大改革指令が出されました。皆様もよくご存知の通り、(1)婦人解放、(2)労働組合の承認、(3)教育の自由化、(4)民主政治の確立、(5)経済の民主化です。経済の上から見ますと、5 番目の指令が非常に大きな意味を持っております。過度経済力集中排除法、財閥同族支配廃止法が制定され、これに基づいて財閥の解体が行なわれました。又今の独占禁止法に当る私的独占の禁止もこの時に法制化されました。こうした一連の動きによって、大衆資本が出現してきた訳です。これは一種の革命と呼んでも良い事件であり、近代経営の確立に大きな役割を果たしました。日本が戦争に負けて占領政策の下で支配されたのは確かに悲劇でありましたが、我々の企業経営史の観点から見ると、占領政策によって恩恵を受けたといってもさしつかえないと思います。

第3は、丁度今起こっている問題であります。ご承知の通り、第2次臨時行政調査委員会が土光さんを会長にして発足致しました。これから第2次答申が出て本格的に行政改革が行なわれる訳であります。これは“昭和維新”と呼んでも良い程大事な意味を持っております。日本の行政も明治維新から百年以上経って、実情にそぐわない制度が積りつもっています。これを一遍洗い直そうというのが、第2臨調発足の理由です。百年も経ちますと、やはり陳腐化した制度が出て参ります。行政の効率性を失っているものは当然ここで見通しをして、改革をしなければなりません。これは政府、国会の問題であります。企業経営の中にも大きな変化が起っていると私は考えます。

日本的経営の特徴

(1)経営理念

日本の経営には「経営理念」が大きな柱になっております。欧米の経営と比べた場合、大きな特徴ということが出来ます。アメリカの経営は資本主義の原則とそれに基づく、慣行等によって実行されています。日本では、会社のトップの経営理念、あるいは経営哲学と言っても差支えありませんが、これが経営の中心になっており、会社全体に広がっています。

経営理念という言葉がいつ出来上がったのか、歴史を振り返って見ますと、日本近代経営の見本のようものがあります。それは「家憲」と呼ばれるもので、財閥の企業経営理念を調べると、全部の財閥がこれを持っています。中でも代表的なものは三井財閥の「家憲」であります。1722年、今から260年ぐらい前に制定されたと言われています。全部で12カ条からなっており、今でもこの「家憲」は我々の経営の1つの規範として考えても良いような内容を盛り込んでいます。「家憲」というものは単に道徳的な支配律にとどまらず、経営のあり方とか、会計のやり方とか財産の分与とか、保証の問題とかを含んでおります。道徳的な基準を示した「家訓」とは区別して考えるべきだと思います。

三井家の「家憲」を調べますと、第1カ条に三井家とは11家で、それ以上は三井家の中には入らないとあります。更に見ていきますと、保証する時

には三井家の当主、即ち本家の許可がいるとか、三井家から嫁を出す時には持参金を持ってやるとか、事業はそれぞれ独立会計で行うとか、大変重要なことが書いてあります。又虚業には手を出すなどというようなことも書いてあります。これなどは現代でも通用する内容で、高度成長の時金が余ったからといって土地や株を買ったりした企業が沢山ありますが、そういうことは三井家の「家憲」では厳重に禁止しています。

企業を動かす経営理念

近代の経営理念にはどういったものがあるだろうか。先日クアラ・ルンブルに行って、松下電器を見学させていただきました。同社は、松下幸元助さんの松下イズムによりまして、独特な経営を展開しているのは皆さんもご承知の通りです。日本でやっておる松下イズムの経営理念を海外においても、積極的に適用しています。クアラ・ルンブルの松下電器でも早朝7時に全員を集めて遵奉すべき7カ条の精神を、唱和させております。それに従業員から抵抗はないかと聞きましたら、全くそういうことはない、ということでした。ちなみに松下イズムの7カ条を申し上げますと、(1)産業報国の精神、(2)公明正大の精神、(3)和親一致の精神、(4)力闘向上の精神、(5)礼節謙譲の精神、(6)順応同化の精神、(7)感謝報恩の精神となっています。この7カ条などは現代の経営理念を表わしていると思います。

日立造船の理念は「百万人の経営」といった変った名前を付けています。この名前の由来は、日立造船に関与する全ての人、即ち株主、お得意先、金融機関、地域社会、労働組合、協力会社の人々の意見を経営に反映させるという意味から来ています。労働組合が経営に参画する経営システムが採用されて、我が社では、十数年経ちました。このように日本的経営の第一の特徴は企業の経営理念に基づいて会社が動いているということです。

(2)企業の社会性

第2は、我が国の企業は社会に帰属しているということです。アメリカの経営は資本に帰属していて、日本とは全然様子を異にしています。日本の企業は大衆資本、国民経済に奉仕する存在であるという考え方があり、それにそって経営が行われている。

(3)階級性のない社会

第3は、日本は階級制のない社会ということです。人種差別も宗教上の対立もありません。そして、中産階級化が非常に行き届いており、国民の90%が自分が中の中だという意識を持っています。これは経済発展の大きな要因になっていると思います。英国とかインドとか、あるいは東南アジア諸国とかにも階級制の問題がありますが、日本ではこれがありません。単一民族の国家であるということが中産階級化の進んだ一因でしょうか。

(4)日本的労使関係

第4は、最近注目を集めている日本的労使関係であります。アメリカの学者は日本には「三種の神器」があると言っています。ご承知の通り、終身雇用、年功序列、企業内組合の3つのことです。これは確かに日本の大きな特徴になっている訳ですが、従業員の企業に対する強い忠誠心、帰属意識を生んでいます。又労働者の質が高く、大変勤勉であるといったことも日本の経営の大きな要因になっています。

(5)専門経営者と優秀な官僚の出現

最後に専門の経営者と優秀な官僚制度を挙げなければなりません。戦前の経営は資本家によるオーナー経営でありましたが、占領政策の指令によって財閥が解体され、資本と経営とが分離されました。経営は経営の専門家に任せられ、競争の原理に基づいて、運営がされるようになりました。よく日本株式会社と言われますが、これは別に悪い言葉ではありません。経営者と行政官とが巧く連携プレーをやり、官民一体となって、国益優先というルールに沿いながら経済運営が行なわれているからそう呼ばれているのです。これは非常に大事なことだと思います。日本株式会社と言われても、これを卑下する必要は全くありません。

経営環境の変化

(1)新たな国際化の進展

今後更に国際化が進んで参ります。1961年に日本が初めてOECDの仲間入りをした頃、国際化が強く呼ばれました。しかしその時の国際化の意味と今私が申し上げる国際化とは全く内容が違っております。

先進国首脳会議が7回行なわれました。産油国の連合体であるOPECも大きな影響を及ぼしています。エネルギー、貿易、環境問題など全て国際的な連帯の中でしか解決できなくなってきました。これは皆様が経験している通りです。貿易にしましても日本だけが国際収支の黒字である訳にはいなくなってきました。日本の自動車、通信機、家庭電気が強いからといってどんどん輸出する訳にはいきません。国際的連帯性の中で問題の解決を捜さなければなくなってきました。こういう意味で国際化というものを考えて頂きたい。在外企業の経営もやはりこの考えに立って進めなければならないと思います。

(2)高令化社会への移行

日本は高令化社会に入りました。これは日本の人口問題からくる重大な問題です。国連の基準によりますと、65才以上の老年人口が全人口の7%以上に達したら高令化国と規定しております。わが国の場合は昭和55年に8.9%になりました。日本の高令化は年月と共に非常なスピードで進んでいます。高令化社会の深刻な問題はいろいろありますが、企業にとって一番の関心事は労働力人口が如何に変わっていくかということです。昭和60年になりますと、労働人口は5,748万人と推定されています。その内45才以上が2,328万人で、10人に4人が中高年労働者となります。この中高年労働者の対策が我々産業界にとって重大なことになります。この問題の対策は後ほど申し上げますが、次のような3つの問題を抱えております。(1)個人にとっては老後の生き甲斐の問題、(2)産業界にとっては中高年の労働力を如何に活用するかという問題、(3)国にとっては年金、医療福祉などの負担が大きくなるという問題であります。

(3)成熟化社会への移行

次は成熟社会への移行という問題です。所得水準の上昇にともない、国民意識が多様化して参ります。そうなりますと、国民は経済の量的拡大や物質的豊かさよりも、精神的豊かさ、生き甲斐といったものの充足を求めるようになってきます。これにどのように応えるかが産業界に与えられた課題であります。成熟社会という言葉はデニス・ガボールというノーベル賞物理学者

者が「The Mature Society」という題で本を出し、一般に広まった言葉です。一方、アメリカの偉大な学者でありますハーマンカーン氏はこれを「Post Industrial Society」脱工業化社会と呼び、所得水準が4,000USドルから20,000USドルぐらいの社会と規定しております。所得水準が20,000USドル以上になりますと脱経済社会と表現しています。

(4)技術革新の進展

その次の問題は技術革新が非常に進んでくるということでもあります。第1次の技術改新は19世紀に蒸気機関や内燃機関の動力を中心にした開発が進んだ時、即ち産業革命の時です。第2次技術革新は1950年代に起った原子力エネルギー、ペニシリン、アイロン、トランジスターなどの発明開発の時です。そして第3次は80年代の低成長下における技術革新であります。マイコンの登場によりまして、産業用ロボットの開発に代表されるようにオートメーションの時代に入って参りました。これは今後の企業経営に大変な影響を及ぼすものであらうと考えられます。

1980年代の経営と労使関係

(1)日本的経営の総合見直し

それでは、このような経営環境の変化に対応するには、どのような対策を講ずればいいのかという問題でございます。やはり日本的経営の見直しをしなければならない、と私は考えます。私の携わっております日本の造船業界はもうすでにこの洗礼を受けました。ニクソン・ショックによりまして、替為差損を業界全体で6,500億円もかぶりしました。日立造船でも450億に損害がのぼりました。これは折からの造船ブームによって全部回収致しまして、有税積立ができるまでに回復しました。

次に起こったのが昭和48年10月に始まったオイル・ショックであります。タンカーの船腹過剰が起こったため、新造船市場の注文がゼロになってしまいました。この結果この5年の間に各社とも1割5分ぐらいの人員削減をせざるをえませんでした。折からの転換政策が成功したのとマーケットの復活ということに救われて、沈没を免れ、どうやら水面に浮いておることができました。日立造船は今まで6分配当をやって参りましたが、来年ぐらい

からは元の1割配当に戻せるのではないかと考えています。我々経営者の反省と致しましては、今まであまりに急激な技術革新をやって、世界のマーケットを支配し過ぎたと思っています。今後の経営如何では無駄な投資をしたということにもなりかねない訳でして、猛反省致しております。このようなことで我々造船業界は徹底的な減量をして、環境変化の対応が済んでおります。

(2)中高年対策の確立

中高年令対策の確立であります。この労働力を如何に活用するか、これが我々に与えられた大きな課題です。中高年令の人を哀れな存在というような発想でとらえている人もおりますが、そうではなくて、もっと積極的にこの年令層をどう活用するかを考えねばなりません。近い将来1.0人の内4人が45才以上の中高年労働者になってしまう訳ですから、我々は真剣にこの対策を考えなければならないと考えます。

(3)日本的経営参加の確立

次は私が一番申し上げたい問題であります日本的経営参加の確立でございます。法律で規定された経営参加ということでドイツ式の経営参加が暫く我々の身边を騒がしましたが、これは日本企業には適しません。日本の企業内組合、労使関係は信頼関係からスタートしています。法律によって縛られている訳ではありません。もちろん労働三法に基づいての労働組合であります。日本の労使関係は経営者と組合との信頼を土台にして出来上がっています。信頼関係がなければ本当の経営参加は生まれてきません。日本の企業は社会に帰属し、国民経済に奉仕すべきだという考え方があるからこそ、労働組合が経営者に意見を述べることができ、又それが成功するのであります。そういう意味からいいますと、日本の経営は、法律による参加ではなくて、労使対等の原則によって労使の協議制を強化し、労使協議の場で取り上げられる問題を高度化していくのが良いようです。即ち福祉問題や労働慣行などに問題を限定しないで、経営全般に労働組合の意見を反映させていくのが望ましいと思います。

日立造船では労働協約の中で「百万人の経営」を労使双方で盛り立ててい

くということを唱っております。これに沿って経営審議会を中央と各工場ごとに設立して、労使協議が対等に行なわれるようになっていきます。企業内での経営参加は個人にとっても働き甲斐、生き甲斐の追求につながる問題であると私は考えております。社会に参加することから得られる精神的な満足感はある意味では最大の福祉ではないかと思えます。これを産業レベル、地域レベル、国レベルに持っていければ日本的福祉社会の形成につながっていくと考えます。

(4)小集団活動の意義

最後に小集団活動について一言申し上げたいと思います。小集団活動というのは個人の経営参加がその基本になっています。個人の参加意識を土台にした小集団活動でなければ意味がありません。アメリカのQC、ZD運動といったものは経営管理の手法としてテーラー・システムに変わるものとして取り上げられておりますが、魂がありません。日本の小集団活動は個人の生き甲斐につながっていて、会社の発展と繁栄に寄与しているという満足感が得られるやり方ですから、根本的にアメリカとは様子を異にしています。

しかしアメリカも最近考え方を変えまして、「Quality of Working Life」と呼ばれる労働生活の質の向上を目差す運動が始められています。例えばジェネラル・モーターズは政府や大学の支援を受けて、1972年からこの運動を採用しています。単に経営手法としてのQC、ZD運動にとどまらずもっと経営全般に反映できるような運動を進めようという考えのようです。日本のZD運動もアメリカから輸入したのですが、これを日本的に見直そうという考えで先般開かれた大会において「ZD80」と呼ばれる内容がまとまりました。これも新しい観点に立って、今後の経営参画の一環としてZD運動を進めようとしている訳です。

今後ますますオートメーション化が進み、所得水準が上昇していきます。それに伴い労働者の意識が多様化し、物質的豊さよりも精神的豊さ、即ち働き甲斐、生き甲斐を求めるようになってきます。どうしたらこうした要求に応えることができるか、この課題を基本にすえて我々は今後の経営を確立しなければならないと思えます。

時間の関係上、少しはしってお話しを致しました。その点お詫びしまして、私の話しを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(文責・事務局)



理事会の動き

第146回1981年9月8日(火) 午後12時30分

福森氏(住友商事)の理事退任あいさつの後、その後任者である西村氏(住友商事)から理事就任あいさつがあった。

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) MINISTER FOR TRADE & INDUSTRYからの意見照会に対する回答(案)

新任のトニー・タン商工大臣から本所に意見照会のあった1982年度予算編成に際しての本所意見(案)について審議した結果、一部訂正の上、承認された。

なお、トニー・タン商工大臣との懇談会は、9月21日(月)に開催され、本所から水戸会頭、早野理事、大崎第一工業部会長、前田第二工業部会長が出席し、同意見を中心に懇談した。

(2)本所の組織強化について

倉重組織担当理事より、本所の組織強化について趣旨説明があり、異議なく承認された。これにもとづき、各部会担当理事を中心に在星日系企業のうち、本所に未加入の企業の会員化を促進することになった。具体的には、部会毎の未加入企業リスト(各担当理事に配付)にもとづき会員を勧誘することになった。また、その進捗状況等を今後毎月理事会で報告することになった。

(3)本所のスカラシップ構想について

種田総務担当理事より、本所のスカラシップ構想について提案があった。まず、対象はシンガポール大学人文学部日本研究科を選択して

いる学生とし、奨学金としては、1人3,000\$ドル、毎年4人程度を目途とする旨説明があった。本件について審議した結果、異議なく承認され、具体案については、さらに検討を進めることになった。

(4) 事務局職員の昇給措置

大山総務担当理事より、1981年度における事務局長及び事務局職員の昇給措置について提案があり、審議の結果異議なく承認された。

(5) 「REPORT BY THE COMMITTEE ON PRODUCTIVITY」に関する労働省幹部等との懇談について

早野理事より、9月4日に開催した当地労働省と本所との懇談会の席上、労働省側からREPORT BY THE COMMITTEE ON PRODUCTIVITYの勧告事項のうち、日系企業として実施可能なものを早急に検討願いたい旨依頼があったことが報告された。本件について審議した結果、本所としても前向きに取り組むべきことを確認した上、第1、第2、第3各工業部会及び経営研究委員会において検討し、2カ月後に本所としての意見を提出することになった。

なお、同懇談会には本所側から水戸会頭、後藤、早野、小出、筒井各労働担当理事が出席した。

3. 報 告 事 項

(1) 次の通り、部会、委員会、懇談会及び担当理事会議等の報告があった。

① 部 会

- 8月20日(木) 第一工業部会
- 8月27日(木) 運輸通信部会
- 9月 2日(水) 繊維分科会
- 9月 3日(木) 繊維分科会
- 9月 3日(木) 第三工業部会
- 9月 3日(木) 建設部会
- 9月 4日(金) 第二工業部会

② 委 員 会

- 8月25日(火) 広報委員会

○ 8 月 2 7 日 (木) 経営研究委員会

③懇 談 会 等

○ 8 月 2 3 日 (日) 日経連松崎専務理事との懇談会

○ 8 月 2 4 日 (月) 大蔵省投資税制調査官との懇談会

○ 9 月 4 日 (金) REPORT OF THE COMMITTEE ON
PRODUCTIVITY についての労働省との
懇談

④担当理事会議・意見交換会

○ 8 月 2 5 日 (火) 総務、企画、渉外担当理事会議

○ 9 月 4 日 (金) REPORT OF THE COMMITTEE ON
PRODUCTIVITY についての労働省との
懇談に関する意見交換会

○ 9 月 7 日 (月) DR. TONY TAN 商工大臣からの意見照
会に関する正副会頭、総務、第一、第二、
第三各工業部会担当理事会議。

(2) 来星ミッション

次の通り、来星ミッションの報告があった。

○ 9 月 2 日 (水) 福井県繊維協会

○ 9 月 3 日 (木) 福井県産元協同組合

○ 9 月 2 4 日 (木) 日本繊維機械協会一行来星

○ 9 月 2 5 日 (金)

(3) 海外邦人医療促進協議会について

日本在外企業協会 (JOEA) が中心となって推進している海外邦人医療促進協議会の現状について JOEA シンガポール相談所辻所長より説明があった。また、辻所長よりこの問題について同所としては、日本人会、日本大使館、本所から構成される専門委員会の設置を検討中である旨報告があった。

(4) NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL の MEMBER

9 月 2 5 日に発足した NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL の

MEMBER が文書で報告された。なお、本所からは MEMBER として水戸会頭、ALTERNATE MEMBER として後藤、古新居両理事が参加している。

(5) SICCC の COMMITTEE MEMBER

SINGAPORE INTERNATIONAL CHAMBER の COMMITTEE MEMBER として、本所からは林理事（三菱商事）が参加することになった。

(6) シンガポール日本人会の「資金調達委員会」について

清水副会頭（シンガポール日本人会会長）より、日本人学校中学部建設並びに日本人会館購入計画についての概要説明があり、同計画を円滑に推進するため「資金調達委員会」を近々発足する予定であるので、本所各部会からの委員派遣につき協力方要請があった。

4. 会 計 報 告

事務局長より、吉永財務委員の報告にもとづき 8 月分の会計報告があり、異議なく承認された。

5. 入 ・ 退 会

下記の入会申込について審議した結果、次の通り決定した。

** SHINTO SHIPPING CO., LTD. S'PORE REPRESENTATIVE OFFICE.

..... “ C ”

一方、帰国に伴い MR. T. KATO（個人会員）の退会が承認された。

以 上

資 料 DR. TONY TAN 商工大臣との懇談会 における AGENDA に関する意見

シンガポール日本商工会議所

産業政策 (INDUSTRIAL POLICY)

- (i) 1980年代におけるシンガポール政府の産業政策ならびにその目標については基本的に賛同する。しかしながら、不安定な資源・エネルギー情勢、先進工業諸国における景気の停滞や失業の増大等に起因する保護貿易主義の抬頭並びに香港、韓国、台湾をはじめとする近隣諸国との輸出市場における競争激化などを考慮すると、80年代において実質成長率8~10%を維持・継続することは決して容易なことではない。
- (ii) これを実現するには、産業構造の一層の高度化を図り、高付加価値産業、技術集約型産業の育成に努めるとともに、物価の安定、生産性の一層の向上に努めることが肝要である。とくに、製造業部門の高度化を推進する際には、特定産業の育成だけでなく、既存産業を含めて製造業全体として均衡ある発展に留意すべきである。ただし、シンガポールでは限られた技術者及び労働力人口が経済成長の阻害要因となる可能性がある。そこで、政府としては、民間企業の活力を最大限に生かせるような環境づくりに努め、インフラストラクチャの整備、国際競争力の強化、輸出市場の拡大並びに多角化及び生産性の向上に資する振興策を講ずべきである。
- (iii) とりわけ、当国における生産性向上は喫緊の課題である。経営者サイドでは、経営の合理化、人材の育成、機械化、省力化、生産過程における自動化を推進すると同時に、労働者側においても企業内訓練、WORK ATTITUDESの改善、技術水準の向上等に積極的に取り組む姿勢が望まれる。こうした労使が一体となった生産性向上運動がなければ、6~8%という年間生産性上昇率はここ1~2年間はともかく、80年代を通じて維持することは至難である。政府においては、生産性向上に対する

CAMPAIGN を引続き実施するとともに、NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL において政労使協議の下に適切な施策を検討し、実施可能なものから逐次実行することが望まれる。

- (iv) また、長期的観点からは、シンガポールの産業政策として地元工業を積極的に誘導・開発し、シンガポールの工業化を自らの手で着実に推進すべき時期にあると思われる。そうした経験を経て、はじめて工業資本、工業マインドが育成され、将来にわたる発展への土台が形成される。

中小企業 (SMALL/MEDIUM INDUSTRIES)

シンガポール製品の国際競争力を強化し、部品等の国内調達割合を高めるためには、国際競争に耐えうる独自の技術、ノウハウを有する中小企業の育成が望まれる。そのため、政府としては中小企業工業団地を引続き造成するほか、金融・税制面での助成措置を拡充・強化すべきである。例えば、基幹産業から派遣される技術指導員の費用については財政面からの援助を行うことなど。

輸出市場 (EXPORTS MARKETS)

(a) 先進工業国に対する市場アクセス

- (i) シンガポールにとって特惠関税 (GSP) は、輸出を促進する手段として大きな武器となっている。日系製造業としてもその成り行きに大きな関心を払わざるを得ない。我々は、GSP が当分の間存続するよう政府が積極的な努力を払われることを期待する。
- (ii) 最終製品か部品の選択はいずれも一長一短があるので、どちらとも判断しがたいが、双方を伸ばしていくべきである。その際、市場の開拓が問題となろう。
- (iii) SHIPPING 及び FREIGHT はすぐれており、とくに問題はない。

(b) 近隣諸国に対する市場アクセス

- (i) ASEAN 関税引下げについては、これまでとくに恩恵があるとは思われないが、ASEAN 各国の貿易を相互に拡大するため一層の関税引き下げに努めることは必要である。
- (ii) ASEAN 各国内における国際分業をどう考えるかの問題である。

(iii) プラント建設は、据野の広い産業であるので輸出金融等の助成措置だけでは不十分であり、現状ではプラント建設に係る技術者の養成、ノウハウの蓄積が先決である。

(c)他の諸国に対する市場アクセス

シンガポールにとって中東市場は、地理的にも有望な市場であり、今後貿易を積極的に拡大すべきである。したがって、TRADE OFFICE を早急に設置し、シンガポール製品 (MADE IN SINGAPORE) のイメージ・アップ、的確な情報提供に努める必要がある。SHIPPING 面ではとくに問題はない。

人材と訓練 (MANPOWER AND TRAINING)

- (i) 労働力不足は深刻である。労働需給を緩和するため、外国人労働者の雇用を積極的に検討すべきである。加えて、WORK ATTITUDES の改善は急務である。ことに、学卒者、すなわち中間管理者は、生産ラインのシステムを充分熟知すべきで自ら現場に立つ勤務姿勢が求められる。
- (ii) 管理、監督者を含めて労働者の技術及び訓練水準は一層向上することが望まれる。このためには、ある程度の長期勤務を前提とした企業内訓練が最も有効である。STUDENTS 及び APPRENTICES 段階では理数科など基礎教育を最重視すべきである。卒業前の実地訓練は効果が少ない。
- (iii) シンガポールでは各種の技術訓練が行われているが、保守メンテナンス、素材・材料分析、焼入コースのほか、管理、監督者訓練が不足している。その他具体的には金型設計、高級商品に応しい木製部品など。
- (iv) 本所では、これまで頻々指摘してきた通り、人材訓練は各企業の最適な訓練計画にもとづき自主的に実施されるべきものであると考える。従って、SDF は早急に廃止されるのが望ましいが、引続き存続する際には、諸手続の簡素化、運用基準の明確化、迅速かつ公平な運用により一層努めるよう尽力されたい。

研究開発 (R & D)

シンガポールにおける R & D は、初期の水準にあるが、当国産業の国際競争力維持のためには、今後拡充・強化すべき分野である。そのためには、既

存技術の水準向上に加えて、工業試験所を設置しその設備を民間にも解放するほか、大学、研究機関等で先進諸国より専門家を招へいするなど、R & Dに係る基礎研究を政府の強力な指導により産学協同の下に積み重ねることが必要である。こうした蓄積が地元工業発展の基礎となる。その際、当地では豊富かつ大量のエネルギー源と目される「太陽エネルギーの開発」をテーマとすることも一案である。

コスト (COSTS)

- (i) シンガポール・ドルの APPRECIATION は、一般的に輸出競争力を弱めるが、資源、原材料の輸入依存度が高いシンガポールでは S ドルの DEPRECIATION は輸入インフレを招くなどデメリットもある。ただ、シンガポール製品の安定した輸出を持続するためには為替の変動幅をある程度の範囲内に保つことが望まれる。
- (ii) 最近における家賃、オフィス及び工場におけるテナント料の値上りは、不動産市場の投機化を反映して異常に暴騰し危機的状況にたち至っているばかりでなく、新規投資の阻害要因ともなっている。政府としては、他の諸物価に準じた値上げ幅（シーリング枠）を設定するなど法的措置を講ずべきである。又、不動産利得に係る課税を強化する一方、政府自らが率先して政府関係不動産のテナント料を抑制すべきである。その他、外国人が利用しうる外人向け住宅を大量に建設及至解放し、不動産相場を早急に鎮静化する必要がある。
- (iii) 金型、木型、装置部品メーカーのほか、再生インダストリーが不足している。
- (iv) シンガポールの場合、法人・個人所得税は COMPETITOR である香港の水準に近づくよう絶えざる努力が望まれる。現状では、とくに C. P. F.、SDF、PAYROLL TAX 等の高率負担が問題であるので、これらの引下げないし廃止を検討・実施して頂きたい。

政府の優遇策及び財政援助 (GOVERNMENT INCENTIVES/FINANCIAL ASSISTANCE)

- (i) R & D に係る直接政府補助の実施、増加試験研究費に係る免税措置。

(ii) 合理化、近代化投資に係る低利資金の貸付、補助金の支出。

その他の諸問題 (OTHER ISSUES)

(i) 省エネルギーを促進するため、ホテル、ビル、工場等の冷房基準温度を設定し、これを厳守させること。また、エネルギー節減の観点からは、「大量高速輸送システム」の早期開発が望まれる。

(ii) 生産過程における自動化の一層の進展は可能であるし、今後とも継続する必要がある。その際、金融面、技術面での助成、指導のほか、当該技術を使いこなせる技術者の養成、シフト・ワーク勤務の重要性について労働者の協力が必要である。

以 上



部会・委員会・懇談会等開催報告

(1)部会

月・日	部会名	議 題 等
9月2日(水)	繊維分科会	福井県繊維産元協同組合との昼食懇談会。
9月3日(木)	繊維分科会	福井県繊維協会との夕食懇談会。
9月3日(木)	第3工業部会	EDB 幹部との懇談会における発言内容等。
9月3日(木)	建設部会	(1)正・副部会長の改選 部会長 Mr. W. Ohba (Ohbayashi-Gumi Ltd.) 副部会長 Mr. Y. Shimano (Kajima Corporation) (2)理事会報告 (3)新部会員の紹介
9月4日(金)	第2工業部会	商工大臣との懇談会における意見・要望事項について。
9月9日(水)	第3工業部会	EDB 幹部との懇談。 日系電機・電子企業をとりまく諸問題。

(2)委員会

月・日	委員会名	議 題 等
9月24日(金)	広報委員会	(1)11月号の編集方針 (2)その他
9月24日(金)	経営研究委員会	(1)研究発表(三洋電機小池氏) (2)質疑応答その他 (Productivity Report など) (3)「パソコン及びオフコンの事例 研究」 ～使用例の説明と問題点～ 講師：大林組 矢部 精一氏

(3)懇談会

○ 9月4日(金) Report of the Committee on Productivity についての労働省との懇談。

○ 9月21日(月) Dr. Tony Tan 商工大臣との懇談会。

(4)担当理事会議・意見交換会

○ 9月4日(金) Report of the Committee on Productivity についての労働省との懇談に関する意見交換会。

○ 9月7日(月) Dr. Tony Tan 商工大臣からの意見照会に関する正副会頭、総務、第一、第二、第三各工業部会担当理事会議。

○ 9月8日(火) Dr. Tony Tan 商工大臣からの意見照会について。

○ 9月21日(火) Dr. Tony Tan 商工大臣との懇談会についての意見交換会。

○ 9月22日(火) 運営担当理事会議。

○ 9月30日(水) National Productivity Council の事務当局試案についての意見交換会。

(5)講演会

○ 9 月 1 1 日 (金) 永田会長、鳥羽教授を迎えての講演会

(JOEA との共催)

○ 9 月 6 日 (火) Singapore International Chamber of Commerce の Committee Member

との懇談会。



9月の主な経済記事

- 1日 ○これまで、オランダのロッテルダム、日本の横浜港に次いで世界第3位と言われてきたシンガポールの船舶取扱トン数がすでに1979年時点で横浜を抜いて世界第2位の地位に上っていたことが明らかになった。1979年シンガポールへの寄港船舶は2億2770万総登録トンに上り、横浜港の2億1220万登録トンを1550万トン上回った。今年上半期のシンガポールへの寄港船隻は2万5453隻(1億6358万1000t)と80年同期の2万4817隻(1億5065万7000t)を登録トン数で8.58%上回っている。
- 9日 ○統計局1981年6月発表の統計によると当地の人口は6月現在男性124万6000余人、女性119万7000余人、合計約244万3000人に達した。人種別では華人が男女合計で187万6000人、マレー人が男女合計で35万7000人、インド人が15万6000人であった。
- 10日 ○Sドルの国際化歯止め策としてこのほどMASから各銀行に対し非居住者に対して500万Sドルを超すシンガポール建融資を行う場合は事前にMASに報告するようにとの通達が行われた。
- 16日 ○高賃金政策、労働力不足など投資環境面のマイナス要因が日本からの対星直接投資に陰を落とし始めたことが明らかになった“LOOK JAPAN”最近号の対アジア諸国直接投資によると、80年度にシンガポールは初めて、年間直接投資額で香港に抜かれ、インドネシア、香港に次ぐ日本の投資地に下落している。
- 昨年(1979年)はインドネシアが5億2900万USドルの資本を得て、日本の対外直接投資の11.3%を占めたのに続き、香港には1億5600万USドル(3.3%)の直接投資が日本から行われた。これに対し、シンガポール向け投資は1億4000万USドル(3%)と1979年の2億2500万USドル、78年の1億7400万USドルよりも低調であった。
- 21日 ○環境省はこのほど、自動車排気ガス規制の実施について検討を行っている旨明らかにし、これを排気ガス規制立法化への動きとみられる。若し、排気ガス規制が立法化されることになれば、シンガポー

ルにおける自動車の販売価格は少なくとも10%上昇せざるを得ない。

22日 ○国内における投資コストの上昇により、シンガポールの投資家はますます海外に目を向けるようになっている。今年これまでにシンガポリアン投資家はオーストラリアで5億6000万ドルに上る不動産投資を行い、これら投資による開発コストとして、今後数年間に38億ドルに上る投資が見込まれている。

23日 ○シンガポール昨年は22億3100万USドルに上る電子製品（部品も含む）を輸出した。これまで台湾、香港に次いで東アジア（日本を除く）における主要電子製品輸出国に名前を連ねていた韓国を追い抜いた。昨年韓国の電子製品輸出は20億400万USドルに留まり、シンガポールにその地位を譲った。台湾の輸出額は29億5000万USドル、香港は23億5000万USドルの電子製品を輸出してそれぞれその地位を保った。

◇JAPANESE BANKS IN SINGAPORE

Institutions	Status in Japan
Full Banks	
1. Bank of Tokyo	Specialised Foreign Exchange
2. Mitsui Bank	City Bank
Restricted Banks	
1. Mitsubishi Bank	City Bank
2. Sumitomo Bank	City Bank
Offshore Banks	
1. Dai-ichi Kangyo Bank	Largest City Bank in Japan
2. Daiwa Bank	City Bank
3. Fuji Bank	City Bank
4. Saitama Bank	City Bank
5. Sanwa Bank	City Bank
6. Taiyo Kobe Bank	City Bank
7. Tokai Bank	City Bank
8. Industrial Bank of Japan	Long Term Credit Bank
9. Long Term Credit Bank of Japan	Long Term Credit Bank
10. Mitsui Trust & Banking	Trust Bank
11. Sumitomo Trust & Banking	Trust Bank
Representative Offices	
1. Hokkaido Takushoku Bank	City Bank
2. Kyowa Bank	City Bank
3. Mitsubishi Trust & Banking	Trust Bank
4. Toyo Trust & Banking	Trust Bank
5. Yasuda Trust & Banking	Trust Bank
6. Nippon Credit Bank	Long Term Credit Bank
7. Bank of Yokohama	Largest Regional Bank in Japan
8. Sumitomo Finance (Asia)	Merchant Bank Representative Office (wholly-owned subsidiary of Sumitomo Bank)

廣 報 欄

** NEW MEMBER (8th September, 1981)

*Shinto Shipping Co Ltd.	Rm 407-8, ICB Building 2, Shenton Way, Singapore, 0106.	2228444	Mr. S. Ichino (Representative)
--------------------------	---	---------	-----------------------------------

** CHANGE OF ADDRESS

*Suzue-International Straits Pte Ltd.
Unit 934A & 1034A, 9th & 10th Floor,
Block 3, PSA Multi-Storey Complex,
Pasir Panjang Road,
Singapore 0511.

*Rinkai Construction Co Ltd.
Reclaimed Land,
Tip of Tanjong Rhu,
Singapore 1543.

*Chiyoichi Industrial Works Co Ltd.
Rm 1617, 16th Floor,
International Plaza,
Anson Road,
Singapore 0207.

** CHANGE OF TELEPHONE NO

*Suzue-International Works Co Ltd.
Tel: 2735574

*The Yasuda Fire & Marine Insurance Co Ltd.
Tel: 2235292, 2243181

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

*Ajinomoto (Singapore) Pte Ltd.
From Mr. K. Nakano to Mr. T. Yoshida

*Shin Nihon Kentei Kyokai
From Mr. C. Kohara to Mr. K. Watanabe

*Tanaka Electronics Singapore Pte Ltd.
From Mr. M. Sekine to Mr. K. Tashiro

*Kobe International (S) Co Pte Ltd.
From Mr. Y. Iimuro to Mr. K. Matsumoto

*Sincho Co (Pte) Ltd.
From Mr. H. Harada to Mr. S. Iuchi

「月報」 8 月号記事の一部訂証お願い

「月報」8月号に掲載記事のうち、誤りがありましたので下記の通りご訂正方お願い申し上げます。

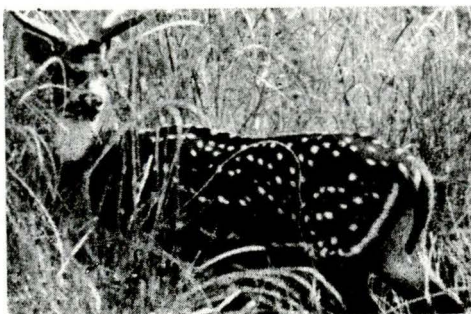
記

(原文)

(訂正)

7 頁下から「遅れた場合は S\$300 / 月の → 「遅れた場合は S\$300 / 日の
10 行目 ペナルティを課す」 ペナルティを課す」

以上



資料案内

国内一般

☆シンガポール共和国概要(1981年)	S\$10
シンガポール経済事情(1979年8月)	S\$10
シンガポール共和国憲法	S\$15
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆民事法	S\$ 5

投資関係

トップマネージメントのためのオリエンテーション.....(会員のみ販売)	S\$25
資金援助制度の手引き	S\$ 8
*経済拡大奨励法	S\$10
法律15号(経済拡大奨励法改正法)1979年	S\$ 5

租税・税制

*シンガポール共和国現行租税制度	S\$10
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$10
法律第2号共和国所得税法改正(1973年)	S\$ 5
法律第13号 " (1977年)	S\$ 5
法律第17号 " (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税(改正)令	S\$ 5
*シンガポール共和国財産税法、財産税(付加税)法	S\$15
☆シンガポールとの租税(所得)条約	S\$ 5
☆法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5

会社法

シンガポール共和国会社法	(会員)	S\$60
	(非会員)	S\$70
法律第1号(共和国会社法改正)1970年		S\$ 5
法律第4号(")1974年		S\$ 5
法律第7号(")1975年		S\$ 5
法律第19号1980年中央厚生年金法告示(付表の入替)		S\$ 5
*法律時報(会社の買収及び合併に関する)		S\$ 5

為替管理・関税

*シンガポール為替管理法(1970年)	S\$15
法律第6号(為替管理法改正)1976年	S\$ 5
*シンガポール共和国関税法	S\$20
関税法(1979年関税令)	S\$15
法律第9号(共和国関税法改正)1976年	S\$ 5

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 5
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 8
法律第 11 号 (共和国大気汚染法改正) 1975 年	S\$ 5
シンガポール共和国銀行業法	S\$15
地方政府建築規則	S\$15
☆建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 8
シンガポール共和国商標法	S\$10
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
価格規則法	S\$ 5

労働関係

* 中央厚生年金法	S\$15
☆シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$25
労働組合法 (1977 年)	S\$10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 2
☆法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
☆労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
☆雇用法の手引き	S\$10

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿 (1981 年)	(会員)	S\$20
	(非会員)	S\$30
月報 (各月号)		S\$ 8
☆ (新刊) シンガポールの教育制度		S\$10

(* 印は在庫なし)

(☆ 新着資料)

「月報」

総目次

〈1979年1月号—1981年6月号〉

〈1979年1月号〉

- 新春対談「ASEAN、シンガポール、日本の進路」……………（駐S日本国特命全権大使
菊地 清明氏
S日本商工会議所 島崎 弘氏）
- 中山氏、経済協力貢献者表彰授賞 ……………（S日本商工会議所事務局）
- シンガポール・ディーゼル・エンジン・プロジェクトの現状と今後の展望（Niigata Engineering 本田 紘）
- アジアドル市場の現況と今後の課題 ……………（住友銀行 武井 正礼）
- 日系企業の紹介 SINGAPORE—JAPAN MERCHANT BANK, LTD. ……………（杉本芳之助）
- 日系企業セクレタリー紹介 MISS JENNY LIM (SINGAPORE DAIKKYO PTE. LTD.)
(S'pore Daikyo Pte Ltd)

〈1979年2月号〉

- WHAT JAPAN EXPECTS OF SINGAPORE AND JAPANESE OF SINGAPORE （駐S日本国特命全権大使
菊地清明氏）
- シンガポールの地盤状況の概要 ……………（基礎地盤コンサルタン 足立格一郎、
水 野 広）
- インドネシア・ルピアの切下げ ……………（富士銀行 吉沢 亮）
- シンガポールの菓子市場 ……………（明治製菓 成広 泰信）
- 日系企業の紹介 MITSUKOSHI GARDEN (JURONG WATER SPORTS COMPLEX PTE LTD.) （長谷 川氏）

<1979年 3 月号>

シンガポール石油化学プロジェクト	(住友商事	小山 俊吾)
オーストラリアの新航空政策をめぐる諸問題	(シンガポール航空	西村 紘一)
シンガポールの用水事情	(Pollution Control Service (F.E.)	谷口 昌)
シンガポールの鋳物産業	(日立金属	小林 重行)
JOEA 新コンサルタント MR. LIM HO HUP 紹介	(JOEA	北村 一雄)
日系企業紹介 SHIRAKI INTERNATIONAL CONSULTAN PTE LTD.		白木喜代志)
セクレタリー紹介 MISS IRENE LEE (NISSHO-IWAI CO., LTD.)		(内 田 氏)

<1979年 4 月号>

シンガポール経済の現状と新年度予算	(在シンガポール日本大使館一等書記官 大西 康雄)
今日の観光産業の実態	(旅行開発 竹田 軍郁)
シンガポールのホテル産業	(Century Park Sheraton 安徳 勝憲)
1979年 NWC についての要望調査	(S 日本商工会議所事務局)
会員企業紹介 OVERSEAS DEVELOPMENT (S) PTE. LTD.	(沢 上 氏)
日系企業セクレタリー紹介 MRS. CHRISTINE CHUA	(Sanwa Bank Ltd. 玉 置 氏)

<1979年 5 月号>

EAST COAST PARKWAY PROJECT の概要	(佐藤工業 森 喬)
外国人労働者の雇用	(NMB S'pore 竹下 寿男)
プラスチック成形工業について	(Hymold Pte. Ltd. 七戸 真次)
シンガポールの7年を振り返って	(伊藤忠商事 井田 憲文)
産業災害義捐金応募会員一覧	(S 日本商工会議所 会頭 島崎 弘) (Jurong Shipyard Ltd 桜井 清彦)
会員企業紹介 KINKI INDUSTRY PTE LTD.	(高 森 氏)

＜1979年 6 月号＞

- 金子大蔵大臣をお迎えて (星加坡日本商工会議所)
- シンガポール通商産業省の新設について (S 日本大使館 一等書記官
長島 英雄)
- チャンギ国際空港ターミナル・ビル建設工事 (竹中工務店 池辺 安夫)
- 港・シンガポールの産業図 (Mitsu O.S.K.Lines 金井 博智)
- シンガポール港の埠頭運営の仕組みと通関について (渋沢倉庫 青塚 昭造)
- シンガポール空港での通関業務 (KWE-Kintetsu World Express 片山 完)
- 座談会「修繕船よもやま話」 (新加坡日本商工会議所)
- 日系企業セクレタリー紹介 MISS LIM SOCK KHENG (Kasho Co. Ltd 奥井 淳一)

＜1979年 7 月号＞

- 新会頭所感 (星加坡日本商工会議所
会頭 島崎 弘)
- 1979 年度総会議事内容、1978 年度事業報告、1979 年度収支予算
- 1979 年度 N W C 勧告全文 (事務局)

＜1979年 8 月号＞

- JIS (日本工業規格) 問題について (S 日本大使館 一等書記官
長島 英雄)
- シンガポール所得税法ならびに経済拡大 (公認会計士 林 幹)
奨励法の改正について
- ヤオハン・トムソン店開設について (ヤオハン・シンガポール
左納 明)
- The Problems Encountered By Japanese In Singapore And Malaysia (Eric Lim, H. Otsuka)
- A Brief Of Returned Japanese University Graduates (Gan Siang Kiong)

〈1979年9月号〉

- NWC 勧告とシンガポール経済の展望 (日本経済新聞アジア総局長
齊藤 志郎)
- NWC 勧告(1979年)への対応(わが社の場合) (シンガポールタイム佐山 清司)
- NWC 勧告(1979年)への対応(わが社の場合) (アボロ・ホテル総支配人 内山 芳朗)
- 群立するショッピングコンプレックス・プランとシンガポール(伊勢丹エンボリアム 簡井 義雄)
小売業の行方
- シンガポールにおけるコンピューター利用の実態 (NEC Computers S'pore 加藤 功)

〈1979年10月号〉

- 鼎談「シンガポール在住日本人ビジネス界元老
と星日両国関係について語る」(星洲日報掲載記事) (翻訳: 本所顧問 中山 一三)
- 最近の世界の石油事情と東南アジアの石油事情 (出光アジア 栗原 賢造)
- 錫について (三菱商事 布村 秀夫)
- 日本における外国税額控除制度 (公認会計士 角田 裕昭)

創立10周年記念特集号(1979年11月号)

- 挨拶 シンガポール日本商工会議所 (会 頭 島崎 弘)
- 祝 辞 日本商工会議所 (会 頭 永野 重雄)
- MESSAGE MR. GOH CHOK TONG (Minister For Trade and Industry)
- 祝 辞 駐シンガポール日本国特命全権大使... (菊地 清明 閣下)
- FURTHER IMPROVEMENT OF OUR GOOD RELATIONSHIP H.E. MR. WEE MON-CHENG (駐日本国特命全権大使)
- MESSAGE MR. WEE CHO YAW (President of SFCCI)
- 日本とシンガポールについて
1. RELATIONS BETWEEN SINGAPORE AND JAPAN: PAST AND FUTURE MR. ONG LENG CHUAN (Honorary Chairman of SMA)

2. シンガポール人の日本観 宋 明 順 氏 (南 洋 大 学)
 3. 技術と管理知識を譲渡 (星洲日報論説委員、執行編輯
黄 彬華)
 4. 日星関係の将来について思う (シンガポール日本大使館
一等書記官 長島 英雄)
- 座談会「本所創立とその後の役割」 (永田 恭卓、中山 一三、大塚 泰、
桜井 清彦、島崎 弘、簡井 義雄、
司会 上田 穰)

主要業界における日系企業進出状況

1. SINGAPOREにおける造船業 (ジュロン・シップヤード 矢野 剛)
2. 機械及び機械部品工業の当地進出状況と今後の展望 (オカモト・シンガポール 早船 好蔵)
3. 非鉄金属業界について (Far Eastern Cables & Switchgear Co. Ltd. 宮尾 舜二)
4. シンガポールの玩具産業 (トミー (シンガポール) 後藤 敏邦)
5. シンガポールのプラスチック産業 (Enplas Co (S) Pte. Ltd. 三品 喜夫)
6. シンガポール民生電子産業の現状と将来 (三洋電機 加藤 尹稔)
7. 建設業における日系企業進出状況及び今後の展望 (Kumagai-Gumi Ltd. 古田 孝行)
8. 当地進出の金融・保険業界を振り返って (太陽神戸銀行 河口 潤)
9. 日系ホテル・レストラン進出状況と展望 (アポロホテル 内山 芳朗)

写真集

- 本所創立総会 (事 務 局)
- シンガポール移り変り (事 務 局)

歴代会頭の随想・短信

- 創立当時の思い出 (初代会頭 佐藤 周輔氏)
- 随 想 (第2代会頭 石垣 次郎氏)
- 思いだすままに (第4、5代会頭 長友 和夫氏)

苦々しい想出	(第6、8代会頭	磯辺 卓司氏)
随 想	(第7代会頭	林 勝夫氏)
歴代会頭名	(事 務 局)	
月報表紙の変遷	(事 務 局)	
シンガポール日本商工会議所10年の歩み	(事 務 局)	
シンガポール・日本関係の10年間	(事 務 局)	

＜1979年12月号＞

シンガポール日本商工会議所	(事 務 局)	
創立10周年記念諸行事		
リー・クアン・ユー首相の訪日	(S 日本大使館 一等書記官	長島 英雄)
ASEANの最近の経済動向	(東京銀行	清水 泗郎)
業界の展望と日系企業の進出状況	(日本通運	柚木 宏)

＜1980年1月号＞

新年のご挨拶	(S 日本商工会議所 会頭	島崎 弘)
80年代の東南アジア展望	(共同通信	谷沢 慎一郎)
インドネシア共和国・バタム島開発の経緯と現状について	(バタム島開発協力研究会 参与	中島 正周)
シンガポールの天然ゴム産業	(野村貿易	伊藤 真二)
シンガポールにおける外国人の生活費	(日本在外企業協会	杉野 一夫)

＜1980年2月号＞

アフガニスタン情勢と西アジア	(Jiji Press Ltd	金重 紘)
シンガポール金取引所	(東海銀行	佐藤 修三)
現地生産工程における付加価値拡大に対する考察	(S 松下無線機器	諸谷 正見)
——松下グループとしての現状と今後の課題——		
東南アジアの香料事情	(Takasago Far East	棚田 利作)

＜1980年 3 月号＞

- 着任のごあいさつ (駐 S 日本国特命全権大使
中島 敏次郎)
- アジア情勢とシンガポール経済の行方 (日本経済新聞
アジア総局長 齊藤 志郎)
- SKILL'S DEVELOPMENT FUND (SDF) -
技能開発基金とその申請の手引 (J S W (Pte) Ltd
日本製鋼所 永田 昌久)
- シンガポールの不動産相場—最近の賃貸料の値上りを中心に (Sanken Singapore 荒川 拝)
- シンガポールの広告事情 (Dentsu Incorporated 戸田 盾夫)

＜1980年 4 月号＞

- 会員格付調整ご協力お礼 (S 日本商工会議所
会頭 島崎 弘)
- 協力関係強化した EC と ASEAN (Jiji Press Ltd 金重 紘)
- シンガポールの1979年の経済実績と1980年度予算 (S 日本大使館一等書記官
大西 康雄)
- 個人所得計算の構造と節税の考え方 (会計士補 松永 裕人)

＜1980年 5 月号＞

- ホテル・ショッピング・センターの開発計画 (大林組 大場 若夫)
- ローカル・スタッフの登用 (博報堂 永井 柳雄)
- シンガポールの日本語学習の実状 (日本在外企業協会 杉野 一夫)
- 戦禍の中のアフガン市民 (朝日新聞アジア総局 竹内 義昭)
- 1980年 NWC アンケート調査結果 (事務局)

＜1980年 6 月号＞

- 輸入関税の引下げとその影響 (Japan Trade Centre 高橋 正行)
- セントサ島の再開発 (アポロ・ホテル 石塚 康之)
- SILO・PIEU の組織解体と再編成 (S 日本国大使館 一等書記官
上原 信博)

- A PRACTICAL LOOK AT INDUSTRIAL RELATIONS IN SINGAPORE (Mr. Jimmy Goh)

〈1980年 7 月号〉

新会頭所感	(S 日本商工会議所 会頭 太田 晴之)
前会頭挨拶	(S 日本商工会議所 会頭 島崎 弘)
中島大使ご挨拶	(特命全権大使 中島 敏次郎)
MESSAGE FROM MR. LIM KEE MING	(中華総商会 会頭 林 継民)
1980 年度総会議事内容	(事 務 局)
1979 年度事業報告	(事 務 局)
1980 年度収支予算	(事 務 局)

〈1980年 8 月号〉

草わけの頃思い出すまま	(桜井 清彦)
偉大なる先輩桜井様の帰国に際して	(S'pore Time 佐山 清司)
NWC 勧告の背景と影響	(JETRO 高橋 正行)
NWC 勧告に関する参考資料	(事 務 局)
シンガポール・ドルの為替相場動向	(三和銀行 山本喜一郎)
シンガポールに於けるオフショア・バンクについて	(大和銀行 清柳 由明)
テレファックス雑感	(住友銀行 森原 隆繁)

〈1980年 9 月号〉

当面の石油情勢	(シンガポール大協石油 名取 茂夫)
ベトナム軍の乾期大攻勢はあるか?	(時事通信 金重 紘)
JAPAN-SINGAPORE TRAINING CENTRE	(同センター所長 炭山 隆)
Mr. Png の訪日印象記	(Mr. Png Keng Lee, Gorden)
DISCUSSING WORKING ATTITUDES	(博報堂 Mr. Pang Say Kong)
シンガポールの乗用車市場	(JOEA 杉野 一夫)

＜1980年10月号＞

シンガポールにおける日本人の役割	(「前」駐日シンガポール大使 黄 望 青)
ジョホール・バルの工場立地と日系資本の進出状況	(マレーシア松下精密工業 山田 政昭)
シンガポールのコンピューター事情	(日立製作 岩田真二郎)
躍動するシンガポールの教育(その1)	(シンガポール日本人学校 魚田 昭次)

＜1980年11月号＞

田中通商産業大臣を迎えして

中山顧問との放談会	(広 報 委 員 会)
シンガポールの新指導者群象	(パナニュース 陳 加昌)
シンガポールの配当課税制度	(公認会計士 林 幹)
躍動するシンガポールの教育(その2)	(シンガポール日本人学校 魚田 昭次)

＜1980年12月号＞

NWC 勧告についての提言	(シンガポール日本商工会議所)
ASEAN に於けるコンテナリゼーションと木材	(Tokyo Car (S) Pte Ltd 古野 実)
東南アジアの石油開発事情	(出光石油開発 池田 明) 喜地 克之)
東南アジアにソ連の脅威はあるか	(共同通信 伊藤 雄次)
躍動するシンガポールの教育(その3)	(シンガポール日本人学校 魚田 昭次)

＜1981年1月号＞

年頭所感	(水 戸 会 頭)
鈴木内閣総理大臣をお迎えして	(シンガポール日本商工会議所)
シンガポールの華人及び華人社会の変遷	(Tigers Polymer (S) Pte. Ltd Mr. S.K. Gan)
建設における外国人労働者の雇用について	(鹿島建設 徳岡 猛)

高金利下のシンガポール経済	(東京銀行・シンガポール店 木下 真一)
会員紹介	(Coopers & Lybrand, 日立パワー ールズ、昭和電工、正興電機、 小松フォークリフト、住電エレ クトロクス)

〈1981年 2 月号〉

活発化・多様化する商工会議所活動	(シンガポール日本商工会議所)
新加坡での株式投資入門	(シンガポール・ジャパン・マーチャント・ バンク 池田 清)
ブリヂストン・タイヤのシンガポールからの撤退	(ブリヂストン・シンガポール 赤間 憲文)
シンガポールの外国人消費者物価	(日在外企業協会 杉野 一夫)
調査レポート「1981年NWC 勧告についてのアンケート調査結果」(日 本 商 工 会 議 所)	

〈1981年 3 月号〉

シンガポールの1980年の経済実績と1981年度予算	(在シンガポール日本大使館 水盛 五実)
MRTの推移と現状	(丸紅株式会社 金子 侃夫)
A SINGAPOREAN'S RESPONSE TO LEARN FROM JAPAN DRIVE	(Sunday Times Quek Peck Lim)
シンガポールにおける日本系企業の進出状況について	(JETRO 高橋 正行)
調査レポート「シンガポールの概要」	(資料提供：シンガポール日本大 使 館)
会 員 紹 介	(富士火災海上保険、IHI マリーナ・ エンジニアリング、日本オイル、東 洋信託銀行、新加坡菱三有限公司、 キャノン・シンガポール、星電シン ガポール私人会社)

＜1981年 4 月号＞

シンガポールでQC活動を成功させるには	(日 科 技 連	宮内 一郎)
日本式経営はシンガポールに適用できるか	(NEC Singapore Pte Ltd	川口 恒夫)
シンガポールにおける火災保険と利益保険の概要	(東京海上火災保険	武智 彰)
シンガポールの源泉所得税	(	渡辺 隆司)

＜1981年 5 月号＞

日本・シンガポール租税条約の改正,	(シンガポール日本大使館	水盛 五実)
シンガポールの国際金融市場について	(三 和 銀行	伊藤 彰一)
シンガポールにおける法人所得税の具体的算定	(	坂倉 正志)
特別企画：1981年NWC勧告について	(シンガポール日本商工会議所)	

＜1981年 6 月号＞

チャンギ新空港の概要	(日本航空	中岡 進)
シンガポール・プラスチック成形業の現況	(Hymold Pte Ltd	宮本 雅夫)
シンガポール個人所得税のあらまし	(	渡辺 隆司)
会員紹介	(シンガポール・オーナンバ、 ローム・エレクトロニクス、 シントム・シンガポール、 NCスタッフレックス、帝人(株)、 龍電社、日立プラント建設、 山崎建設、(株)横浜銀行)	

備考：1. 執筆者の役職は、執筆当時のもの・S＝シンガポール。

2. 上記目次には、次の定例記事（各月号に掲載）を省略している。

- 理事会の動き ○ ×月の主な経済記事 ○ 広報欄 ○ 資料案内
- 編集後記

編集後記

今月号では、巻末に「月報総目次」として1979年1月以降の本紙内容を掲載いたしております。短期間ではありますが、この2年6カ月における当地を取り巻く内外情勢及び企業経営環境の変化の激しさ及至厳しさを示している労作が数多く窺われ、再度読み返しても興味深い指摘に頻々感心いたしました。

月報「9月号」をご紹介申し上げます。まず、種々問題が指摘されてはありますが、企業にとって毎月納入しているSDFを有効に活用すべく「SDFによる利子補給制度とその利用状況」をJSWの永田氏に実態に即して解説頂きました。つぎに、シンガポールの新名所となりました新空港における「航空貨物のチャンギー空港における流れについて」日本通運の池田氏に分り易くレポート頂きました。つぎに、渋沢倉庫の内山氏からWorld Trade Centreを中心とする「シンガポールの展示会」をインタビュー等の成果をもとに取りまとめ願いました。最後に、非常に好評を博しました会員講演会より日本在外企業協会永田会長の「これからの経営と労使関係」についての講演要旨を収録いたしております。

冒頭でも指摘いたしました通り、巻末には1979年1月以降の月報「総目次」を掲載いたしておりますのでご参照下さい。

今月号の担当は、内山（渋沢倉庫）、吉川（凸版）でした。

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665